

～都税についてのお知らせ～

—都税についてのお知らせ—

## 平成27年度定期課税分 自動車税の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、平成27年6月1日（月）まで、平成27年度分の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- ・ 自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・ 減免額には上限が設定されています。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

